

2013年度（第45回）北海道女子アマチュアゴルフ選手権競技

兼

（第68回）国民体育大会ゴルフ競技（女子）予選会

開催日：2013年5月28日（火）～5月30日（木）

会場：札幌国際カントリークラブ（A・B）

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球はR&A発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーはR&A発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。（ゴルフ規則174p参照）

5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. プレーのペースについて（ゴルフ規則6-7注2）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特にトラブルもないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する時間を個別に計測する。

(1)アウトオブポジションの定義

(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合

(b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上（パー4のホールを基準）空いた場合

注：(a)(b)の両方にあてはまるときに、その組はアウトオブポジションとなる。

(2)アウトオブポジションとなった組に対する措置

ある組がアウトオブポジションとなった場合、競技委員は警告を与え、その組の各競技者のショットに要する時間を計測する。ただし、特別の事情があれば競技委員よりその組に対して前の組との間隔を縮めるように求めるが、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のショットに要する時間は計測しない。特別の事情とは例えばルーリング、紛失球などのトラブルをいう。

(3)ストロークするための許容時間

アウトオブポジションとなった後、遅れを取り戻すまでの全てショットの制限時間は「40秒」とし、プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。ただし、パー3ホールにおいて最初にプレーする者、パー4とパー5のホールにおいて第2打を最初にプレーする者、グリーン周辺やグリーンの上で最初にプレーする者のショットの制限時間は「50秒」とする。制限時間をオーバータイム（タイムオーバー）した場合、競技者は違反回数に応じて(4)の罰を受ける。アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバーの回数は持ち越す。

(4)罰 則

タイムオーバー1回目：警告 タイムオーバー2回目：1罰打 タイムオーバー3回目：さらに2罰打
タイムオーバー4回目：競技失格

8. プレーの中断と再開

- (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

9. 移 動

正規のラウンド中、競技者は、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

但し、キャディーの乗用を認める。

※No.16(BコースNo.7)からNo.17(BコースNo.8)ホール間に設置してある乗用カートは、使用することができる。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181p 参照)

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 177p 参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭で囲む、または青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. パッティンググリーン奥行きを標示するための黄色いペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
4. ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、その道路の一部とする。
8. No.9(A コースNo.9)ホール右側 240 ヤード付近の林の中の舗装道路を含めた白線内の区域はその道路と同じ取り扱いとする。即ち、その白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしにゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けることができる。
9. Par3 のホールにある防球ネットによる障害のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合にはその障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
10. 予備グリーンはスルーザグリーンとし、あるがままの状態プレーしなければならない。ただし、他の規則の規定が適用できる場合を除く。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンはスルーザグリーンである。(指定練習日はプレー禁止の修理地とする)
4. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚(25 球)を限度とする。
5. No.10、No.11、No.14、No.15(B コースNo.1、No.2、No.5、No.6)ホールでは、落下地点の安全確認およびプレー促進のため、フォアキャディを配置し、旗によって連絡する。
赤旗 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。
白旗 : 落下地点があいているのでプレーしてよい。
青旗 : アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがある。(暫定球のプレーを勧める)
6. No.7(A コースNo.7)ホール、No.13(B コースNo.4)ホールでは、落下地点の安全確認のため、設置されている信号機の指示に従うこと。
赤色 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)

競技委員長 高橋 啓二郎